

千葉市公告第45号

緑区平川町における産業廃棄物不法投棄等残存事案による支障除去のため、次のとおり行政代執行を行いますので公告します。

平成24年1月31日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 実施場所 緑区平川町1020番1
株式会社 千葉福祉建設公社 旧産業廃棄物中間処分場
- 2 行政代執行の対象となる行為
行為者が、受け入れた産業廃棄物を適正に処理せず、当該地に約54,000立方メートルを放置し、著しく急勾配に産業廃棄物をたい積させた行為。このことにより、崩落の危険性、有害ガスの発生等の生活環境保全上の支障が起きるおそれを生じさせている。
- 3 行政代執行の内容
当該地にたい積している産業廃棄物中13,000立方メートルを搬出・処理するとともに、現地において有毒ガス対策、整形・覆土等を実施する。
- 4 着工日 平成24年1月31日
- 5 完了予定日 平成24年10月31日
- 6 行政代執行の根拠となる法令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第19条の8第1項